

# 青少年赤十字活動推進事業要項

## 1 趣 旨

加盟校(園)における青少年赤十字活動に必要な経費を助成し、青少年赤十字活動の充実・活性化を図る。

## 2 活動助成の条件

- (1) 活動助成対象校(園)は、青少年赤十字加盟校(園)とする。
- (2) 青少年赤十字の実践目標・態度目標に沿った園児・児童・生徒の主体的な活動のために必要とする経費を助成する。
- (3) 活動助成対象校(園)は、青少年赤十字活動の理解のための時間を設ける。
- (4) 活動助成対象校(園)は、期日までに成果報告書を日本赤十字社鹿児島県支部事務局長に提出する。
- (5) 活動助成対象校(園)は、青少年赤十字活動の実践内容・成果を日本赤十字社鹿児島県支部・鹿児島県青少年赤十字指導者協議会が主催する研修会・講習会等で発表する。
- (6) 同一学校(園)からの2年連続の申請は受け付けない。

## 3 活動助成の希望申込

活動助成を希望する加盟校(園)は、「青少年赤十字活動推進事業申請書」に必要事項を記入し、2月末日までに日本赤十字社鹿児島県支部事務局長へ提出する。

## 4 活動助成対象校(園)の決定

- (1) 日本赤十字社鹿児島県支部及び鹿児島県青少年赤十字指導者協議会が、助成を希望する加盟校(園)の中から校種や地区等を考慮し、4校(園)程度を選考し、結果を通知する。
- (2) 活動助成期間は、原則として4月1日から同年12月末日までとする。

## 5 成果報告、経費の助成及び発表

- (1) 翌年1月末日までに「青少年赤十字活動推進事業成果報告書」及び領収書(コピー可)を日本赤十字社鹿児島県支部事務局長に提出する。
- (2) 日本赤十字社鹿児島県支部は、青少年赤十字活動に関する必要な経費を実績に応じて1校(園) 50,000円を上限として助成する。
- (3) 翌年5月から7月に実施される研修会・講習会等で実践内容・成果を発表する。

## 6 その他

- ・ 青少年赤十字の各種機関誌に実践内容・成果を掲載する。
- ・ 成果の普及を目的として、成果報告の一部又は全部を修正・翻案し、公表する場合がある。

(付記) この要項は、令和5年11月17日制定